

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和5年10月6日

公益社団法人全日本アーチェリー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.archery.or.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期計画であるミッション・ビジョンを策定し（2023年5月理事会）、2023年7月にウェブサイトにて公表している。 (URL) <a href="https://www.archery.or.jp/federation/details/version1/html">https://www.archery.or.jp/federation/details/version1/html</a></li> <li>・策定にあたっては、連盟役員や関係者が意見を出し合い、検討している。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中長期計画基本計画</li> <li>2. 2023年度第1回理事会議事録（2023年5月27日）</li> </ol>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期計画の4つの基本方針のなかに「組織基盤の強化」を掲げ、組織運営の強化を目指している。</li> <li>・当連盟の専従は1名で、5人はパートとして勤務している。専従職員や専門的な職員の採用については予算規模により難しいのが現実であるが、今後、人材の採用及び育成に関する計画策定の件に関する方針を2024年3月までに出す予定。2022年度に財政状況が改善したことに鑑み2023年7月以降目途に検討を進める予定である。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中長期計画基本計画</li> </ol>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>・財務の健全性確保に関する計画を策定し、公表している。 (2023年度事業計画書URL) <a href="https://www.archery.or.jp/federation/files/40c9bd1c5b28b2ed342b84c3be5a51ec446c7fc1.pdf">https://www.archery.or.jp/federation/files/40c9bd1c5b28b2ed342b84c3be5a51ec446c7fc1.pdf</a> (2023年度収支予算書URL) <a href="https://www.archery.or.jp/federation/files/e4a6287488defae2c6da9004e76fcff2ae0a977c.pdf">https://www.archery.or.jp/federation/files/e4a6287488defae2c6da9004e76fcff2ae0a977c.pdf</a></p> <p>・中長期計画の6つの取組みの一つに「自立運営可能な財務基盤の強化」を掲げ、スポンサー獲得活動の強化などを通じて財務健全性確保に努めると共に、計画策定にあたっては役職員の意見を募り理事会で議論をしている。</p> <p>・事業年度ごとに事業計画書、収支予算書を計画的に策定し、理事会で審議・承認を行っている。</p>	<p>3. 定款 4. 2023年度事業計画書 5. 2023年度収支予算書 1. 中長期計画基本計画 4-1. 2022年第9回理事会議事録_事業計画等 4-2. 2023年第1回理事会議事録_事業報告等</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>・ガバナンスコードに定める目標比率を目指しており、現状、理事役員数は20名、うち外部理事の割合が約15%(3名)、女性理事の割合が約40%(8名)である。なお、学識経験者として就任した者に限り、当該者が加盟団体役員等の関係を有する場合であっても、当該者が有する高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、加盟団体の関係性に期待して選任したものではないことから、都道府県区市町村加盟団体を有する統括団体としての性質上、外部理事に該当するものとして整理している。</p> <p>・女性理事の目標割合は達成しているが、外部理事の割合を高める方策としては2025年6月(次期役員改選)までに各NFとの情報交換を重ね、情報収集を行い候補者選定に繋げていく。</p>	<p>6. 定款細則 7. 2023年度・2024年度役員について 7-1. 2023 - 24年連盟役員組織図(女性・外部比率つき)</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・当連盟は評議員会は設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・定款細則第10条に基づき、アスリート委員会を設置し、年1回以上随時開催している。 ・アスリート委員会はアスリート委員会規程において、「理事会に意見具申するとともに理事会の諮問に応じる」こととしている。 ・アスリート委員会の委員は選挙により選出されることとされており、多様性は確保している。 選挙の時期は、アスリート委員会選手委員選出選挙規則の定めにより、毎年開催されている全日本ターゲットアーチリー選手権大会開会式の2月前までに告知され選挙管理委員会を設置、厳正な選挙を実施している。	6. 定款細則 8. アスリート委員会規程 9. アスリート委員会選手委員選出選挙規則 10-1~4. アスリート委員会議事録(過去4年間) 11. 名簿(アスリート委員会現役選手委員選挙結果について)
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・定款の9人以上20人以内との定めにより、組織運営の強化を図るため、2023年6月の役員改選で、17から20名へ理事を増員し理事会を構成している。また、定款細則の定めにより、業務の遂行のため、任意の機関として執行役員を20名以内の範囲で選任することができるため、15名で構成し理事会の重要決議において出席を求め意思疎通と連帯強化を図っている。 ・機関決定を迅速に行うため、5部制(専門部)を設け、理事を複数名配置することを原則とし配置している。総務・競技・強化・国際・普及部、理事会と各部との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。	7. 2023年度・2024年度役員について 7-1. 2023・24年 連盟役員組織図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・役員定年制に関する定めとして「満70歳の誕生日をもって定年とする」と定めている。理事就任時の年齢の制限については2024年3月までに規程を改訂し、対応予定。	6. 定款細則
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>・2023年6月の役員改選をもって、10年の在任期間を超える役員はいない。</p> <p>・なお、会長の世耕理事の在任歴については休職期間（大臣就任による職務停止）を在任していないことと同等に整理し、2023年6月理事会にて承認された。</p> <p>・検討されているガバナンスコードの改訂内容に則して、再任回数など関係規程を2024年3月までに見直す予定。</p>	13. 2023年度第2回理事会議事録 7-2 2023-24年連盟役員一覧 _在任年数
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。</li> <li>2020年9月に「改選役員選考委員会」を創設し、「役員を選定に関する規程」を制定した。</li> <li>2023年6月の役員改選において、選考委員会を設置。有識者、外部理事、監事等を構成メンバーとしている。6名中2名が女性委員。</li> </ul>	14. 役員を選定に関する規程 15-1. 第1回役員選考委員会議事録 15-2. 第2回役員選考委員会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要ない規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>「倫理規程」および「行動規範」を整備している。</li> <li>倫理規定第3条により対象者を               <ol style="list-style-type: none"> <li>本連盟の会員（正会員、賛助会員、名誉会員。）</li> <li>加盟団体の会員（加盟団体の規約、会則で定める者。）</li> <li>本連盟の役員。</li> <li>本連盟「定款」第44条に規定する事務局職員（以下「職員」という。）</li> <li>本連盟の定める「登録及び登録料に関する規程」に基づいて本会に登録した会員（一般登録・指導者登録）</li> </ol>               と定め、法令遵守及びその他の倫理ガイドラインや行動規範などの諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を禁則事項として記載し、同第8条で違反した際の処分等について定めている。             </li> </ul>	16. 倫理規程 17. 行動規範 20. 役・職員倫理規程
12	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款をはじめ、「会員の資格の得喪に関する規則」、「就業規則」、「役員会費等の収入および経費負担についての確認事項」、「役職名・細則規定」、「旅費規程」、「経理規程」を整備している。</li> </ul>	18. 会員の資格の得喪に関する規則 19. 就業規則 21. 役員会費等の収入および経費負担についての確認事項 22. 役職名・細則規定 22. 旅費規程 26. 経理規程
13	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人情報保護規定」、「個人情報保護方針」、「通報制度運用規程」を整備している。</li> </ul>	23. 個人情報保護規定 24. 個人情報保護方針 25. 通報制度運用規程
	[原則3] 組織運営	(2) その他組織運営に必要な	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員等の大会等参加経費に関する「会費等の収入および経費負担についての確認事項」及び役員</li> </ul>	27. 会費等の収入および経

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	営等に必要ない規程を整備すべきである。	規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	の給与等に関する「役員報酬並びに費用に関する規程」を整備している。なお「役員報酬並びに費用に関する規程」については職員にも準用しているが記載との齟齬があるため2024年3月までに修正改訂の予定。	費負担についての確認事項 28. 役員報酬並びに費用に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・寄付金に関する規程を2024年3月までに策定予定。なお、国際大会開催のため「国際大会開催準備資産」を管理している。	52. 特定費用準備資産取扱規則
16	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・公認審判員規程第11条において、登録料に関する規則を定めている。 ・加盟団体の会費等の位置づけ及び会費等に関する規則第2条において、加盟団体の年次分担金の納入に関する規則を定めている。 ・当連盟事業にご賛同賜り財政面でのご支援を受けるため「特定寄付金」制度を定めている。 ・オフィシャルスポンサー制度を設けて募集している。	30. 公認審判員規程 31. 会員等の位置づけ及び会費等に関する規則 34. 年間スポンサープログラム
17	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備しており、国際大会等に派遣する選手等は理事会において日本代表選手団編成方針に従い認定することとし、選考要項を含め承認している。 承認された選考会要項は全加盟団体宛てに送付するとともに、選考会ごとにHP公開している。 (大会情報URL) <a href="https://www.archery.or.jp/tournament/details/52_19.html">https://www.archery.or.jp/tournament/details/52_19.html</a> ・倫理規程12条、13条において選手の不服申し立てについて定めている。また、窓口通報制度等においてアスリートの権利保護に関する体制を整備している。 ・代表選手(ナショナルチーム)・強化指定選手・スタッフ等の行動規範と当連盟行動規範等を定め競技の向上と普及発展に寄与を求めている。 ・選手選考に関する規程(選考基準及び選考過程)の作成者の選定は選考委員会を設立し、公平かつ合理的な過程で実施している。	32. 日本代表選手団選考方針 33-1、33-2 日本代表選考に関する文書 16. 倫理規程 17. 行動規範 35. 日本代表及び強化選手行動規範 25. 通報制度運用規程 51. 日本代表選考委員会名簿
18	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・公認審判員規程を定め、認定制度(1級から3級資格)により技量の向上と公平性についての講習会を各都道府県に求めている。 ・公認審判員規第3条から第5条にて審判業務役職分担を明確にし、単独采配の防止と平等な判定を確保している。 ・年に1回全国指導者・審判ルール研修会、1級審判員認定講習並びに認定試験を開催している。	30. 公認審判員規程 36. 指導者・審判ルール研修会開催要項

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士、公認会計士、社会保険労務士からのサポートを日常的に得られる体制になっている。</li> <li>・ 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>37. 法律顧問契約書</li> <li>38. 会計士業務契約書</li> </ul>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理委員会をコンプライアンスの要素も含めた委員会として招集し開催している。今後2024年3月までにコンプライアンス委員会を設立する予定。</li> <li>・「通報制度運用規程」や「倫理規程」に、規程の実効性を確保するため、当連盟内に必要に応じて倫理委員会を設置するとしており倫理委員会の役割や権限事項が明確に定められている。</li> <li>・倫理委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。</li> </ul>	39-1~4. 過去の倫理委員会議事録 25. 通報制度運用規程 16. 倫理規程 50-1 2021-2022年度倫理委員会名簿 50-2 2023-2024年度倫理委員会名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理委員会の構成員には司法書士や社会保険労務士等の有識者を配置している。</li> <li>・今後2024年3月までにコンプライアンス委員会を設立する予定。</li> </ul>	50-1 2021-2022年度倫理委員会名簿 50-2 2023-2024年度倫理委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。直近は2023年1月に実施。	41. 2022・23年度コンプライアンス・インテグリティ研修計画 42. 役員向けコンプライアンス研修資料20230128

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟が主催する全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。</li> <li>・毎年定期的にナショナルチーム選手・指導者に対してカリキュラムを導入し、コンプライアンスの内容に加えて、スポーツ権、スポーツの意義と価値、スポーツの自治（ガバナンス）、スポーツのインテグリティ・倫理、暴力・ハラスメントの根絶、指導者の法的責任なども含めた内容で養成を行っている。</li> <li>・今後、全国大会を含む大会パンフレットにコンプライアンスに関する注意事項を掲載し、選手・指導者に向けた啓発を実施。</li> </ul>	41. 2022・23年度コンプライアンス・インテグリティ研修計画 43. ハラスメント防止研修資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当連盟が主催する全国大会等及び国際大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。</li> <li>・また、全国を9ブロックに分けて地区審判長（地区責任者）を配置し、都道府県には審判委員長を配し組織化している。その委員長が中心となり審判ルール研修会・講習会を開催している。その研修会・講習会のなかでコンプライアンス教育カリキュラムを実施。（2022年11月開催）</li> </ul>	41. 2022・23年度コンプライアンス・インテグリティ研修計画 36. 指導者・審判ルール研修会開催要項
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、公認会計士、からの日常的なサポートを受けられる体制は整備されている。</li> <li>・公認会計士とは定期的な財務等会計監査を含め専門的な助言を受けるとともに、疑問等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。</li> <li>・窓口通報や加盟団体等でのトラブルへの対処として弁護士といつでも相談できる体制を整えている。</li> </ul>	3. 定款 37. 法律顧問契約書 38. 会計士業務契約書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部会計事務所の監査による指導・助言を得て、財務経理処理を行っており、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</li> <li>・法に基づき適性のある監事を3名設置している。</li> <li>・各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。</li> <li>・そのほかに、当連盟の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしているものを内部監査委員として選任し、帳簿・証憑・各部での活動報告書・企画書と実施内容等に関する適切性に係る監査を受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 定款</li> <li>26. 経理規程</li> <li>38. 会計士業務契約書</li> <li>53. 2023-2024年 監事役員名簿</li> <li>54. 監事監査報告書</li> <li>44. 2022年度第3回理事会議事録</li> <li>44-1 別紙資料 2022年度内部監査報告</li> </ul>
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。また、2年から3年ごとにJSCによる実態調査を受けている。</li> <li>・倫理規程第5条第8項の禁則事項、及び役・職員倫理規程第4条4項において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16. 倫理規程</li> <li>20. 役・職員倫理規程</li> <li>55-1~3 助成金交付額決定通知書 (JOC強化、くじ助成、基金助成)</li> </ul>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>・法令上求められている貸借対照表、正味財産増減計算書、補助金内訳表のほか、事業計画書、定款、社員名簿、役員名簿、をHPで開示している。</p> <p>決算報告書類は備置書類として事務所に保存し閲覧できようになっている</p> <p>財務関係（事業計画書、収支予算書、決算報告書等）</p> <p><a href="http://www.archery.or.jp/federation/finance/html">http://www.archery.or.jp/federation/finance/html</a></p> <p>連盟について（定款、組織等） <a href="http://www.archery.or.jp/federation/">http://www.archery.or.jp/federation/</a></p>	当連盟ホームページ

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・国内各種大会出場選手選考や国際大会代表選手選考に関わる要項は実施する前に加盟団体に通達するとともに、大会ごとにHPで開示している。 (大会情報URL) <a href="https://www.archery.or.jp/tournament/details/52_19.html">https://www.archery.or.jp/tournament/details/52_19.html</a>	33-3 加盟団体への通知文 (一例として日程変更通知20221125)
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコードの適合状況の自己説明および公表内容についてHPで公表している。 URL <a href="http://www.archery.or.jp/federation/governance/html">http://www.archery.or.jp/federation/governance/html</a>	当連盟ホームページ

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>・役・職員倫理規程第4条3項において「役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」とし、5項において、「役・職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、当連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。」としている。</p> <p>また、倫理ガイドラインの「6：不適切な経理処理に起因する事項について」贈収賄行為を含む金銭面に関する不正行為を戒めている。</p> <p>・利益相反の適切な管理については、2024年3月までに倫理規程等の見直しにより対応予定。</p>	20. 役・職員倫理規程 16-1 倫理ガイドライン
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>・利益相反の適切な管理については、2024年3月までに倫理規程等の見直しにより対応予定。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>・当連盟登録会員・加盟団体の役職員等が利用できる通報相談窓口を3か所（連盟事務局内、男性窓口1名、女性窓口1名の計3か所）設置し、HPや民間機関誌・大会プログラム等において周知を行っている。</p> <p>URL <a href="https://www.archery.or.jp/federation/details/post_10/html">https://www.archery.or.jp/federation/details/post_10/html</a></p> <p>・通報制度運用規程の第10条通報者等の保護・第11条個人情報の保護において不利益な取り扱いを禁じている。</p> <p>さらなる機能性・効率性について改善を図るため検討を続けてより一層の充実を図ることとしている。</p> <p>・今後2024年3月までに設置するコンプライアンス委員会による研修を通して、役職員に対し、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底していく予定。</p>	25. 内部通報制度運用規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報制度の窓口2か所について第三者に委託し、現在「司法書士事務所」・「社会保険労務士事務所」に開設している。</li> <li>・通報内容を処理する倫理委員会は弁護士、学識経験者がメンバーに含まれている。</li> </ul>	45. 通報窓口一覧 (WEB) 50-1 2021-2022年度倫理委員会名簿 50-2 2022-2023年度倫理委員会名簿 55. 通報窓口通報対応フロー図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>・役・職員倫理規程第6条・倫理規程第7条において、役職員・会員が違反した場合の調査・処分等の手続きを定めている。</p> <p>・倫理規程の第4条において会員の基本的責務そして第5条に禁則事項を定めている。倫理規定第5条に違反した際の処分に関する事項を定め、HPで公開している。</p> <p>倫理規程URL <a href="https://www.archery.or.jp/federation/details/post_7/html">https://www.archery.or.jp/federation/details/post_7/html</a></p> <p>・倫理規程の第9条において、処分審査を行うにあたって処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを定めている。</p> <p>・処分結果については処分内容、処分対象行為、処分理由等、文書により通知している。ただし記載すべき内容の詳細まで規程に明記していないため、2024年3月の改訂時に追記する予定。</p>	16. 倫理規程 20. 役・職員倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>・処分審査は、司法書士、社会保険労務士など学識経験者のメンバーが含まれ、中立性及び専門性の確保に留意している倫理委員会が担当している。</p>	16. 倫理規程 50-1 2021-2022年度倫理委員会名簿 50-2 2023-2024年度倫理委員会名簿
	[原則11] 選手、指導者等との間の	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本	<p>・平成25年3月9日理事会において、当連盟が決定する事項に対して会員が不服申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることを含む「倫理規程」</p>	16. 倫理規程 40. 一般会員規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>を決議している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会員規程12条において、自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含む当連盟のあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</li> <li>・倫理規程第13条において「不服の申し立てを受けてからは、1ヶ月以内に第3者が参加する倫理委員会を設置して再審理を行い、理事会は再審理倫理委員会の意見具申を受けて決定する。なお不服の場合は、一般会員規程第12条により日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする」と定め、HPで公開している。</li> </ul> <p>なお、両規程の互いの準用箇所については2024年3月までに文言を修正し改訂する予定</p>	46. 平成25年3月9日理事会議事録
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程第13条に日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨を規定しており、第10条により処分については文書で通告している。</li> </ul> <p>現状は本人宛の通告文にスポーツ仲裁機構が利用可能な旨を記載した事例はなく、所属団体会長宛の文書に記載している事例のみである。今後発生する案件の通告文については本人宛文書にも漏らさず記載する予定。</p>	16. 倫理規定 56. 通告文実例（県アーチェリー協会会長宛）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競技の特性上、安全管理に重点を置いた「会員のマナーと危機管理」を作成しHPで公開している。</li> <li>URL <a href="https://www.archery.or.jp/federation/details/post_9/html">https://www.archery.or.jp/federation/details/post_9/html</a></li> <li>・ 今後は組織運営上の危機管理に対応するマニュアルや体制の構築を2024年3月までに行う予定。</li> </ul>	当連盟ホームページ

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・過去4年間に於いて、当連盟内における不祥事はありません。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去4年間に於いて、当連盟内における不祥事はありません。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款細則により、加盟団体の提出書類、遵守義務、罰則などを定めている。</li> <li>・2年に1回、全加盟団体の事務局担当者を招集し、安全管理や暴力行為廃絶、コンプライアンスなど加盟団体の組織運営に資する情報提供等を行い、支援を行っている。</li> <li>・運営強化や審判力向上に向け年に1回研修会を開催、要望や必要に応じて講師を派遣する等の支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6. 定款細則</li> <li>47. 全国組織構成図</li> <li>48. 全国事務局長会議開催案内</li> <li>36. 指導者・審判ルール研修会開催要項</li> </ul>
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年に1回、全加盟団体の事務局担当者を招集し、安全管理や暴力行為廃絶、コンプライアンスなど加盟団体の組織運営に資する情報提供等を行い、支援を行っている。その他に適時メール等による情報提供を行っている。</li> <li>連盟通信 URL <a href="https://www.archery.or.jp/announce/">https://www.archery.or.jp/announce/</a></li> <li>・ブロック別指導者講習会、全国指導者・審判ルール研修会を輪番制で毎年11月～12月頃実施し、指導技能の向上と競技規則について運営と理解の共有、事故防止・コンプライアンス等の研修会を開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>49. 2022年度ブロック別指導者講習会要項（東北ブロック秋田大会）</li> <li>41. 2022・23年度 コンプライアンス・インテグリティ研修計画</li> </ul>